

住宅借入金特別控除のチェックリスト

6-1 住宅借入金等特別控除（本書掲載 180 頁）

【借入金】

- 住宅ローン等の返済期間が 10 年以上で、かつ、分割返済か。
- 借入金が連帯債務の場合、連帯債務の按分計算が適正になされているか。
-
-

【取得者】

- 住宅取得後、6 ヶ月以内に入居し、引き続き年末（12 月 31 日）まで居住しているか。
- 控除を受ける年の合計所得金額が 3,000 万円以下か。
- 前年、前々年において譲渡所得の特例を受けていないか。
- 合計所得金額を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断していないか。
- 合計所得金額を判定するのに、純損失等の繰越控除後の金額で判断していないか。
-
-

【住 宅】

- 家屋の床面積（登記面積）が 50 m²以上か。
- 取得した中古建物の築年数が 20 年（耐火建築物については 25 年）以内か。
- 認定長期優良住宅の特例を受ける場合、認定長期優良住宅の証明はあるか。
- 住宅の増改築の場合は、工事費用の総額が 100 万円超か。
-
-